

# 個々の労働者と事業者の間の トラブル解決を援助します！

## 個別的労使紛争のあっせん制度

山梨県労働委員会では、働く方（個々の労働者）と事業者（使用者、会社）との間に生じた労働条件などのトラブルの円満な解決をお手伝いするために「あっせん」を行っています。「あっせん」とは、労働者と事業者双方の主張を伺いながら、話し合いで解決の援助を行うものです。

無料



秘密厳守

### Q & A

Q：あっせんはどのように行うのですか？

A：労働問題に関して経験豊かな「あっせん員」が、トラブルの当事者双方の言い分をお聞きして、問題点を整理したうえで、助言等を行い、歩み寄りによる解決を促します。

Q：あっせん員はどのような人ですか？

A：山梨県労働委員会の委員である公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（会社経営者など）の三者で構成し、公平な立場であっせんを行います。

Q：どんなトラブルでも扱ってくれるのですか？

A：解雇、配置転換、賃下げなどの労働条件や、セクハラ、いじめなどの労働環境などのトラブルを扱います。ただし、裁判で係争中の紛争、または、判決が確定した紛争は対象外になります。

Q：パート社員ですが、この制度を利用できますか？

A：パート、有期雇用社員などの契約社員や派遣社員の方もこの制度を利用できます。

# あっせんの流れ

事業所

労働者と使用者の間でトラブル発生



自主的な解決模索

自主的な解決が困難な場合に相談



労働相談機関

山梨県労働委員会

山梨県中小企業労働相談所

相談者があっせんを希望した場合



山梨県労働委員会

あっせんの申請  
あっせん申請書の提出



聴き取り・調査  
トラブルの内容・原因・経過について当事者双方から聴き取り



あっせん員の指名（あっせん開始）  
公益委員・労働者委員・使用者委員からあっせん員3名を指名



あっせんの実施  
あっせん員が当事者双方の主張を確かめ、話し合いにより  
歩み寄りを促しながら解決に結びつく合意点を探る。



解決  
双方が合意に達した場合



打ち切り  
合意に達しなかった場合

## 事例紹介

### 事例1

申請者は、農業従事者が集まって設立した農業関連組合の出資者の一人から賃金労働のあっせんを受け、実質3ヵ月半程度働いていました。しかしながら、この間の賃金が支払われなかったことから、未払い賃金の支払いを求めるあっせん申請を行いました。

当初、組合代表者は、申請者は組合の出資者から農業を教えてもらったお礼に働いていたと主張し、さらに労使双方とも労働契約書や労働時間を記録した書類を作成していませんでした。しかし、使用者側は労働実態のあったことは認めため、あっせん員が調整した結果、双方で納得できる労働時間を算出し、これに基づき使用者側が解決金を支払うことで問題解決となりました。

### 事例2

運送会社で有期契約社員としてトラックの運転に従事していた申請者は、自身の腕の手術後に職場復帰しましたが、夜間の荷物仕分け作業を行うよう業務指示がありました。申請者はトラックのドライバーに戻すよう使用者側に要請しましたが、使用者側から解雇ととれる発言があったため、解雇撤回とドライバー復帰を求めるあっせん申請を行いました。

使用者側は、健康面や運転技術面で問題がなければドライバー復帰を認める案を提示しましたが、申請者はあくまでドライバー復帰を希望し、認められなければ金銭解決により早期に会社を辞めることを希望しました。そこで、あっせん員が双方の希望に沿って妥協点を探り、労働契約期間を短縮し、今後残りの年次有給休暇の連続取得を認め、有給休暇完全取得後に期間満了により労働契約を終了させる案を提示し、双方ともこれに同意し、問題解決となりました。



### 事例3

申請者は、ホテルのフロントで働く女性従業員でしたが、お客からのクレームに対する対応の悪さを理由に上司から「もう来なくていい。」と解雇と取れる告知を受け、荷物を整理して帰宅しました。その後、申請者が使用者側に退職証明書と解雇予告手当の支払いを求めたところ、後日、自主退職した旨の退職証明書が届き、その内容等が納得できないとして、謝罪と解雇予告手当の支給を求めるあっせん申請を行いました。

あっせん員は、事実経過からみて解雇と思わせる部分も感じられることから、使用者側に譲歩を要請しました。その結果、使用者側は、自主退職扱いは変えられないが、1ヵ月分賃金相当額の解決金を支払う用意があるということで、申請者もこれに同意し、問題解決となりました。

## 労働相談の申し込み・問い合わせ先

山梨県労働委員会及び山梨県中小企業労働相談所では、労働に関する様々な問題や疑問について親切丁寧に助言いたします。費用はかかりません。

相談日・相談時間は次のとおりです。

- ・相談日：月曜日～金曜日（土日祝日及び年末・年始を除く）
- ・相談時間：午前8時30分から午後5時まで

### 山梨県労働委員会

甲府市丸の内1-6-1  
TEL：055-223-1827

### 山梨県中小企業労働相談所

甲府市飯田1-1-20 JA会館5階  
（県民生活センター内）  
TEL：055-223-1366

中小企業労働相談所では外国人の方も相談可能ですが、まずは日本語のわかる方から御連絡願います。

パンフレット作成

山梨県労働委員会事務局

ホームページアドレス：

<http://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html>